

# 例規集データベースシステム構築及びサービス提供業務委託仕様書

## 1 事業名称

例規集データベースシステム構築及びサービス提供業務委託

## 2 目的

例規集データベースシステム（以下「システム」という。）を導入することにより、例規のデータベース管理による事務の効率化及び法制執務体制の充実を図るほか、インターネット上で例規の検索・閲覧を可能とすることを目的とするものである。

## 3 事業概要

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合例規集に登載されている条例、規則等をデータベース化し、検索、表示、印刷する等の機能にとどまらず、例規起案審査機能を備えたシステムの新規構築を行うものである。

## 4 システム仕様

### (1) 基本仕様

- ① インターネットデータセンターを利用するクラウド方式によりサービスを提供すること。
- ② 次のクライアント環境で端末へ特別なソフトウェアをインストールすることなく使用可能なシステムとすること。

OS	Windows 10 以降
ウェブブラウザ	Google Chrome、Microsoft Edge (Chromium 版)
その他	Microsoft Office Personal 2019

### (2) 機能要件

- ① 例規検索・閲覧について、次の機能を有すること。
  - ア 用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号から例規を検索できる機能
  - イ 指定した年月日時点で施行されている例規（未施行を含む）を閲覧できる機能
  - ウ 例規本文、原議本文を表示できる機能
  - エ 条文中の例規・法令の引用箇所についてリンクアンカーが張られ、該当箇所を表示できる機能
  - オ 例規沿革情報から原議本文表示できる機能
  - カ 例規全文又は選択した条、項、号等を RTF 形式でダウンロードできる機能
  - キ 例規本文を新旧対照表形式にて RTF 形式でダウンロードできる機能

- ク 例規条文・新旧対照表の出力設定ができる機能
- ② 例規起案・審査について、次の機能を有すること。
  - ア 条文を編集できる機能
  - イ 条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能
  - ウ 条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能
  - エ 条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能。
  - オ システム外で作成した新規制定の例規データをシステムに取り込み、システム上で編集し、法制執務の観点から点検できる機能
- ③ 例規の外部公開について、次の機能を有すること。
  - ア 体系、五十音、所管情報から例規を検索し、閲覧できる機能
  - イ 指定する例規を外部公開の対象から除外する機能
- ④ 法令改廃情報の提供について、次の機能を有すること。
  - ア 法令改廃情報を原則として官報発行の3営業日後に提供できる機能
  - イ 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できる機能
  - ウ 制定・改廃のあった法令を引用している例規本文を表示できる機能
  - エ 公布法令の概要を確認できる機能
  - オ 例規の制定改廃に伴うモデル案を確認できる機能

## 5 例規集データベースシステム構築業務

- (1) データで提供する令和4年4月1日現在の佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合例規集(約150件)を対象とし、「4 システム仕様」に掲げる要件を満たすシステムを構築すること。なお、データの形式及びファイル数は次のとおりである。

形式	ファイル数
DOCX形式	約220
RTF形式	約250
XSLX形式	約15

- (2) システムの構築後、次の項目について例規の精査を行い、結果リストを提出すること。

- ① 法形式の整備
  - 引用法令・例規、条項号の重複・脱落、別表・様式名称の表記、本則と別表・様式の関連、見出し、改正沿革と附則の対応、本文目次、例規年番号の表記
- ② 用字用語の整備
  - 不適切用語の洗い出し、法令用語の適切な使用、漢字、送り仮名、接続詞や拗音・促音等の適切な使い方

## 6 例規集データベースシステムサービス提供業務

### (1) サービス使用

- ① 「5 例規集データベースシステム構築業務」により構築したシステムについて、データセンターを利用したクラウド方式により安定的にサービスを提供すること。
- ② 体系、五十音、所管情報から例規を検索し、閲覧できる機能を有した HTML データをデータ更新の都度作成し、インターネットデータセンターにて公開すること。
- ③ 機器の保守、データのバックアップ及びウイルス対策等、サービスの安定的な提供のために必要な措置について適切に講ずること。
- ④ サービス提供開始後、職員に対し年 1 回以上の操作説明研修会を実施すること。また、操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール、FAX 等）を設置すること。

### (2) データ更新作業

- ① データ更新の回数は年 12 回以内とし、更新の期限は、改正原稿送付後 90 日以内とする。
- ② 1 年間の改正件数は、10 件以内とする。

## 7 履行期間

### (1) 例規集データベースシステム構築業務

契約日から令和 4 年 9 月 30 日まで

### (2) 例規集データベースシステムサービス提供業務

令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで

## 8 入札書等の記載方法

### (1) 入札書の記載方法

次の各項目それぞれについて算出し、各項目の総額の合計額を入札金額として入札書に記載すること。なお、金額は税抜金額とする。

項目	単価 (円)	数量	総額 (円)
例規集データベースシステム構築業務	—	—	
例規集データベースシステムサービス提供業務 (サービス使用料)	(月額)	60 月	
例規集データベースシステムサービス提供業務 (データ更新作業料)	(年額)	5 年	
合計額	—	—	

(2) 例規集データベースシステム構築及びサービス提供業務に係る明細書の記載方法

次の各項目それぞれについて算出し、各項目の単価及び総額並びに各項目の総額の合計額を例規集データベースシステム構築及びサービス提供業務に係る明細書に記載すること。なお、金額は税抜金額とし、各項目の総額の合計額は入札書記載の入札金額と一致させること。

項目	単価 (円)	数量	総額 (円)
例規集データベースシステム構築業務	—	—	
例規集データベースシステムサービス提供業務 (サービス使用料)	(月額)	60 月	
例規集データベースシステムサービス提供業務 (データ更新作業料)	(年額)	5 年	
合計額	—	—	

(3) 入札金額内訳書の記載方法

入札金額の内訳を記載するものとし、書式は任意とする。なお、内訳の合計額は入札書記載の入札金額と一致させること。

9 入札書等の上限額

入札書等の各項目について、それぞれ次のとおり上限額を設定する。いずれかの項目が上限額を超えるものは入札を無効とするので注意すること。なお、金額は税抜金額とする。

項目	単価 (円)	数量	総額 (円)
例規集データベースシステム構築業務	—	—	750,000
例規集データベースシステムサービス提供業務 (サービス使用料)	(月額) 60,000	60 月	3,600,000
例規集データベースシステムサービス提供業務 (データ更新作業料)	(年額) 110,000	5 年	550,000

10 支払方法

(1) 例規集データベースシステム構築業務

一括払いとし、請求書受領後 30 日以内に支払うものとする。

(2) 例規集データベースシステムサービス提供業務

① サービス使用料

月額払いとし、請求書受領後 30 日以内に支払うものとする。

② 例規集データ更新作業料

年 1 回払いとし、請求書受領後 30 日以内に支払うものとする。